

「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を
抱える女性への支援のための基本計画（仮称）」の
策定に係るアンケート調査等実施結果

令和6年10月
子ども・福祉部

【目次】

- 1 困難な問題を抱える女性の支援に関するアンケート調査実施結果・・・1
- 2 令和6年度三重県IT広聴事業（e－モニター）による
「DV防止及び困難女性支援に関するアンケート」実施結果・・・・・・・・7
- 3 県内外NPOからの聞き取り結果・・・・・・・・・・・・・18
- 4 各種実績データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

1 困難な問題を抱える女性の支援に関するアンケート調査実施結果

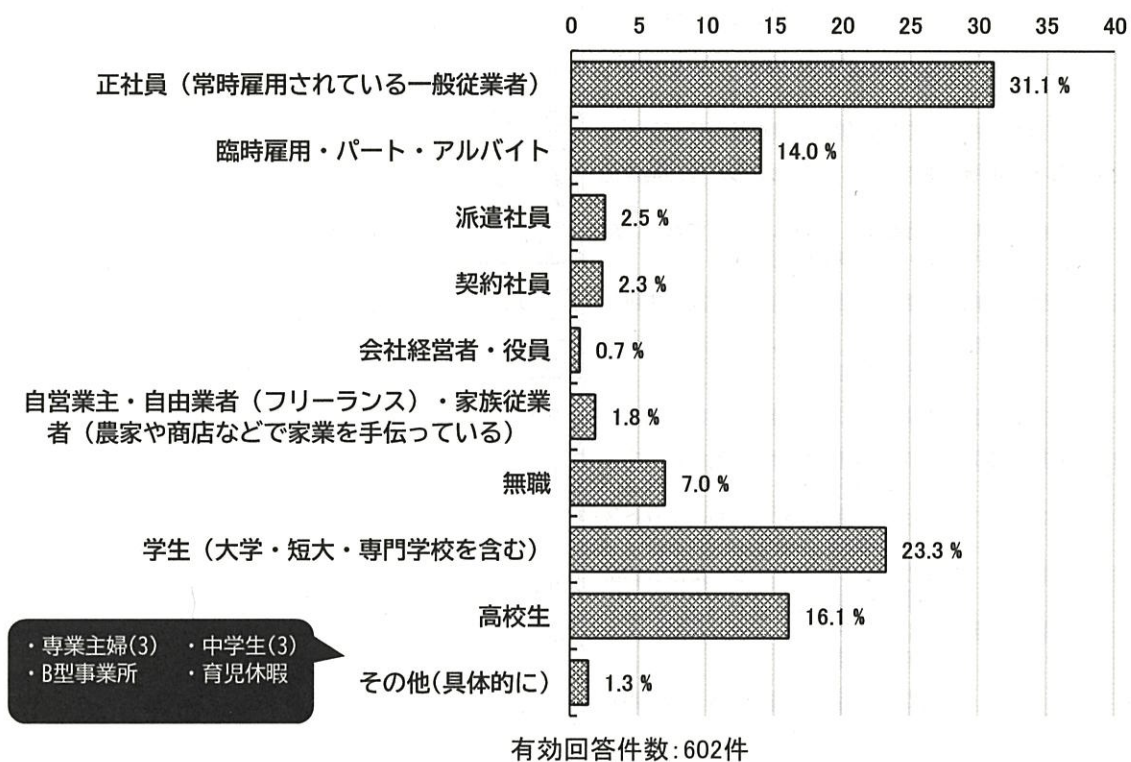
実施主体：三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課（業者委託）

調査方法：インターネットを活用したアンケート調査

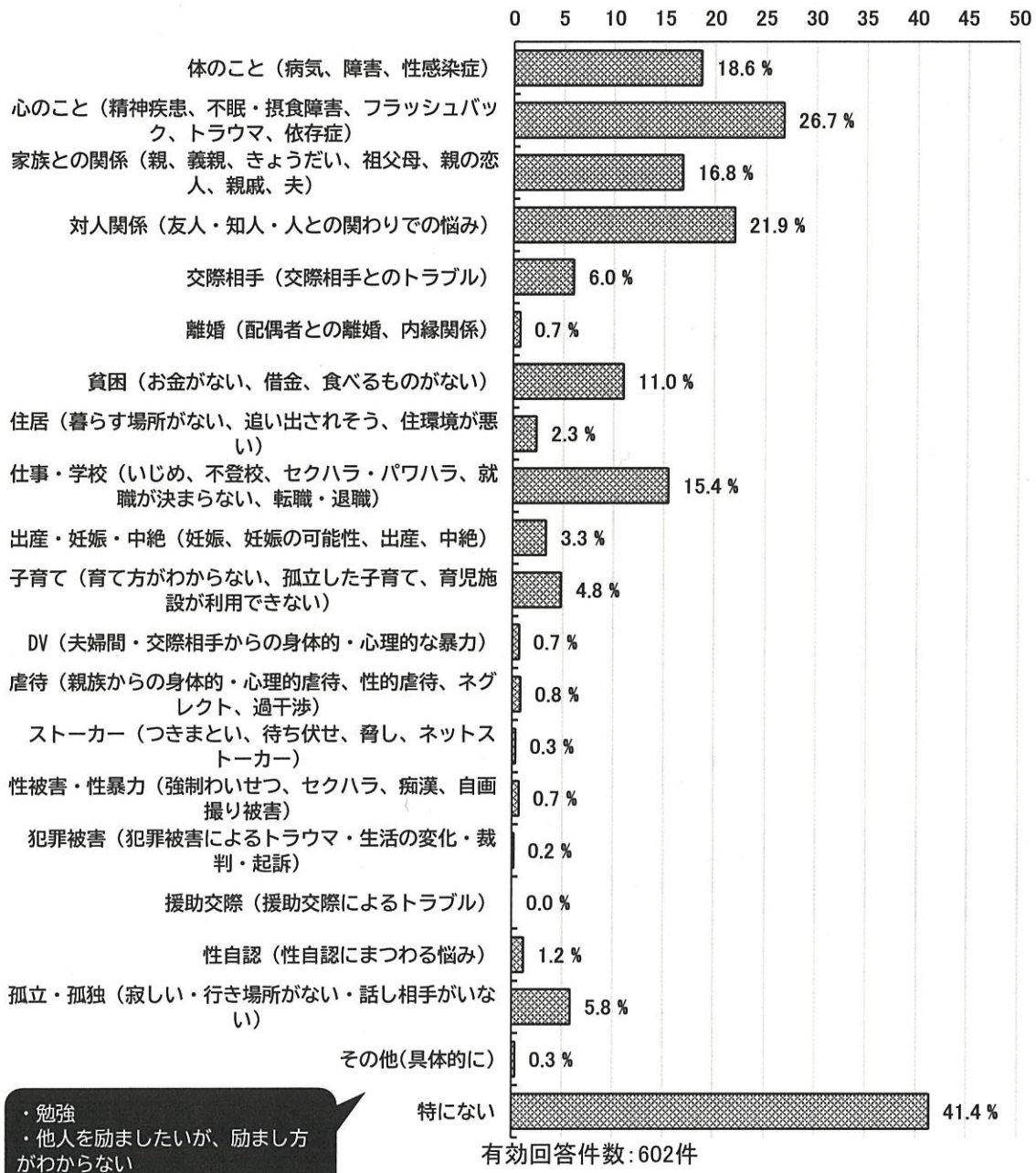
調査対象：三重県内在住の15歳以上30歳未満の女性

回答者数：602名

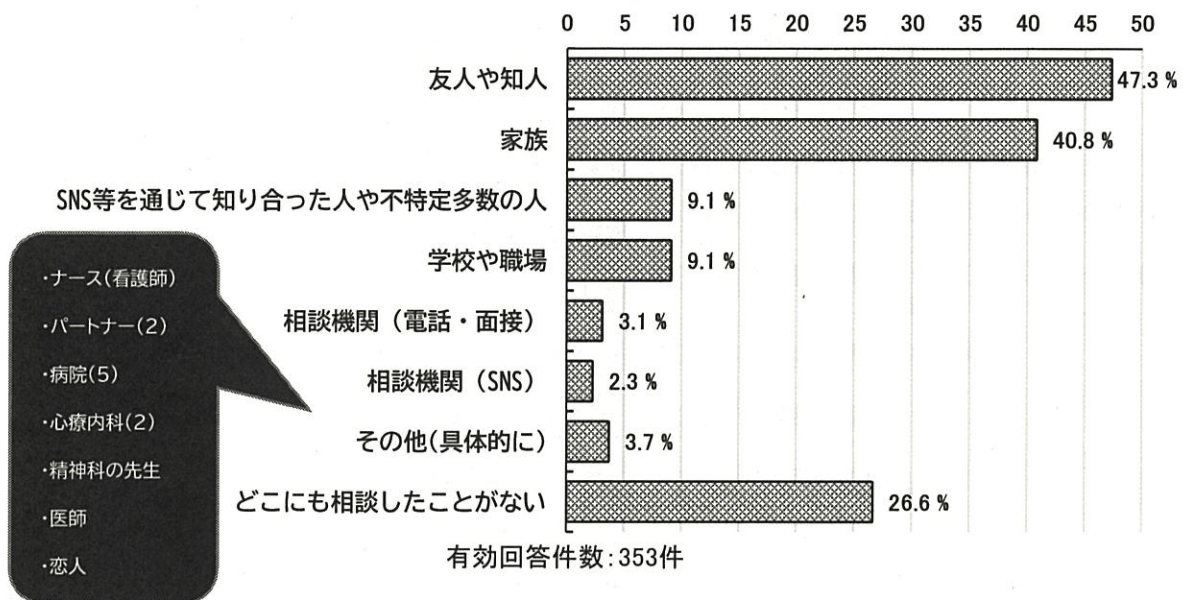
Q1 あなたの現在の職種等について教えてください。



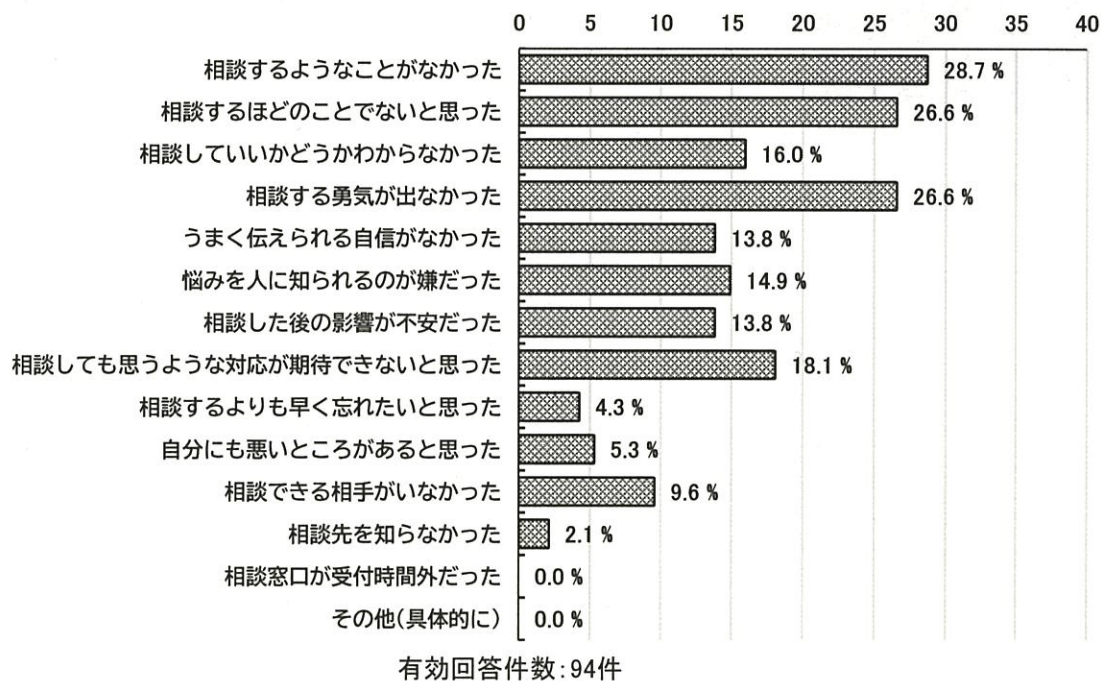
Q2 あなたが現在抱えている悩みや問題、または以前抱えていた悩みや問題について教えてください。



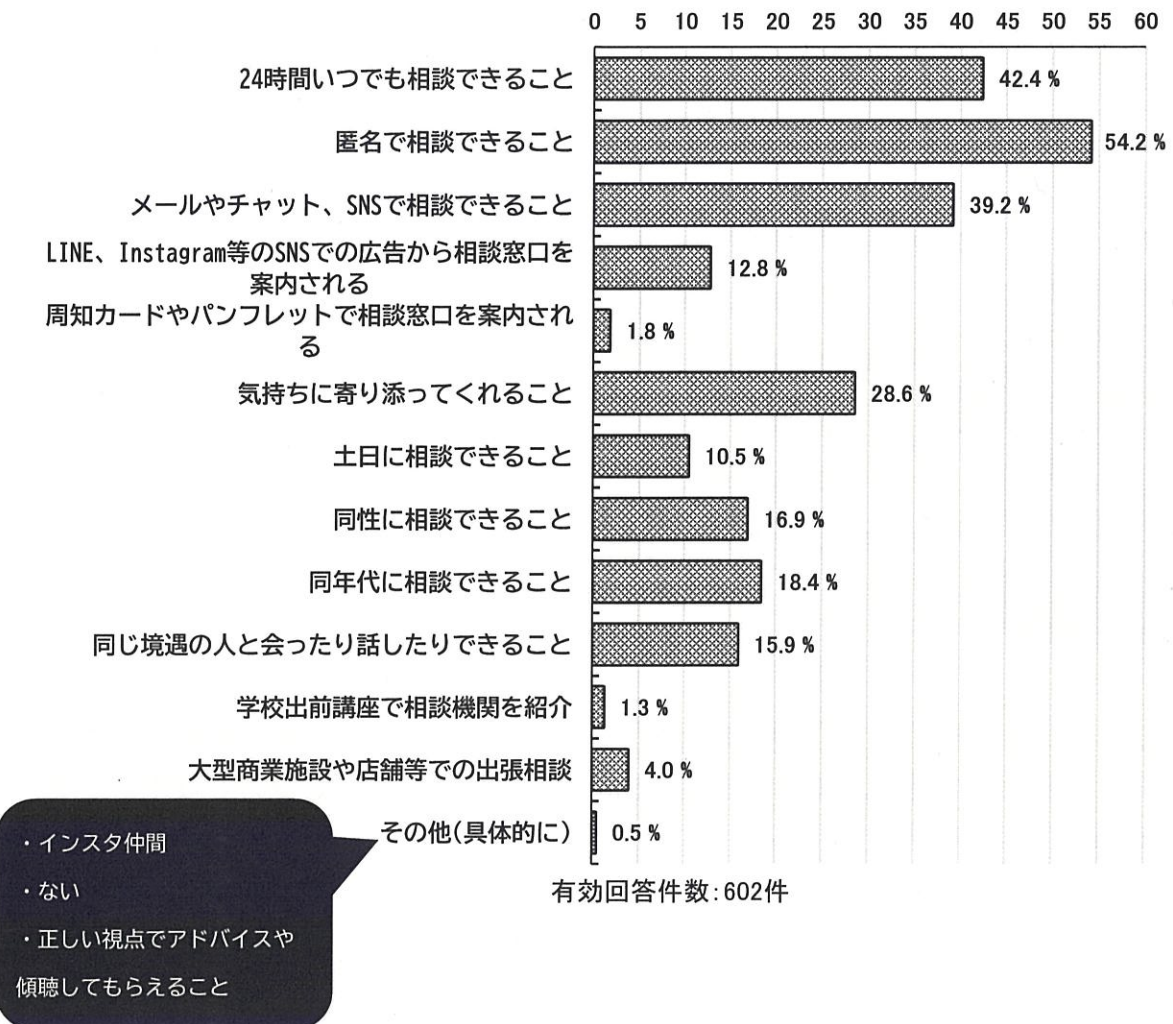
Q3 【Q2で「特にない」と回答した以外の方にお聞きします。】 あなたが悩みや問題を誰に（どこに）相談したか教えてください。



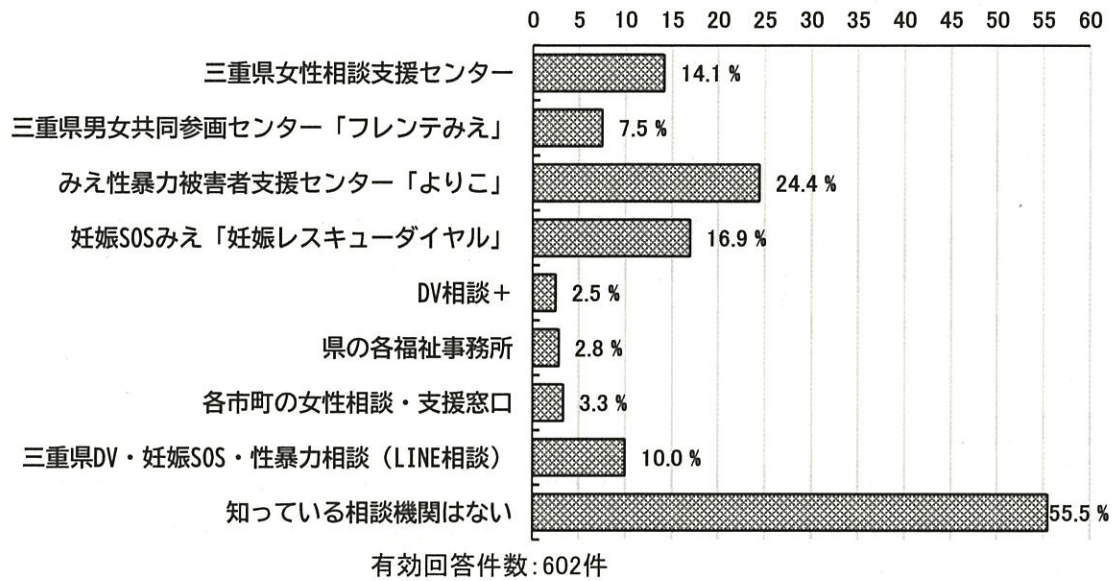
Q4 【Q3で「どこにも相談したことがない」と回答した方にお聞きします。】 あなたが相談しなかった、またはできなかった理由について教えてください。



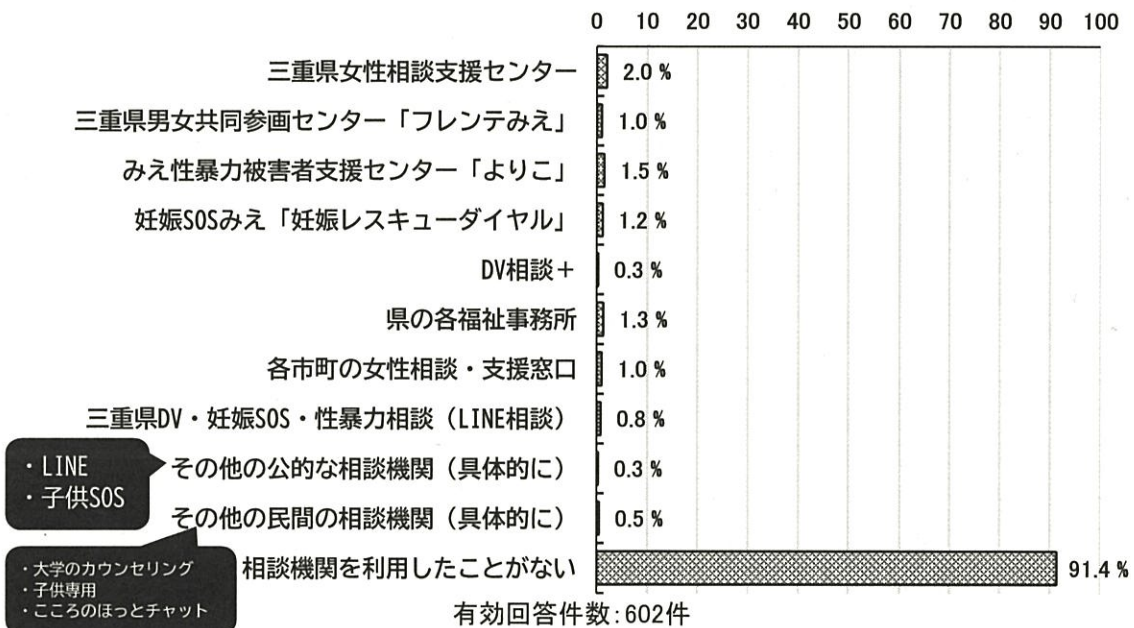
Q5 あなたが相談機関に相談しやすいと思う条件について教えてください。



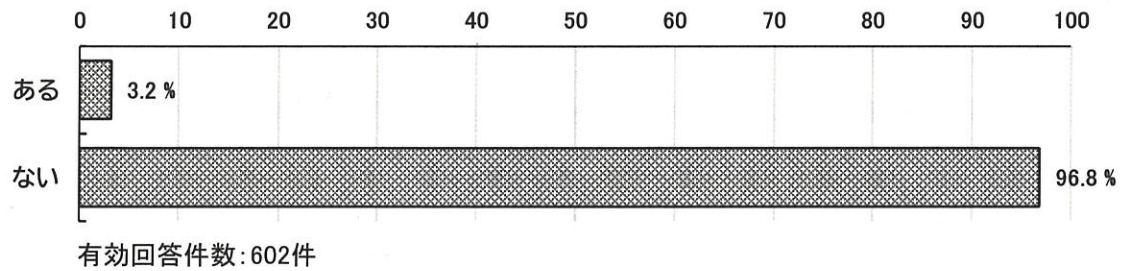
Q 6 あなたが知っている相談機関について教えてください。



Q 7 あなたが利用したことがある相談機関について教えてください。



Q8 あなたが抱えている悩みや問題について、公共機関から支援を受けたことがあるか教えてください。（支援の内容は施設等の入所・斡旋、物品の支給・貸与、資金の貸付、補助金・給付金等による金銭的援助など）



【補足分析】

「Q2 あなたが現在抱えている悩みや問題、または以前抱えていた悩みや問題について教えてください。」について、一人の回答者が複数の問題を抱えているか分析しました。

回答数別の割合	%	件数
0 特にない	41.4	249
1 1個の回答を選択	24.8	149
2 2個の回答を選択	14.0	84
3 3個の回答を選択	9.1	55
4 4個の回答を選択	4.2	25
5 5個の回答を選択	2.8	17
6 6個の回答を選択	2.2	13
7 7個の回答を選択	0.7	4
8 8個の回答を選択	0.5	3
9 9個の回答を選択	0.2	1
10 10個の回答を選択	0.0	0
11 11個の回答を選択	0.3	2
複数回答	602	100.0
		602

複数回答した人の割合	%	件数
一人の方が2個以上の回答を選択	42.9	204
一人の方が3個以上の回答を選択	25.3	120
一人の方が4個以上の回答を選択	13.7	65
一人の方が5個以上の回答を選択	8.4	40
一人の方が6個以上の回答を選択	4.8	23
一人の方が7個以上の回答を選択	2.1	10
一人の方が8個以上の回答を選択	1.3	6
一人の方が9個以上の回答を選択	0.6	3
一人の方が10個以上の回答を選択	0.4	2
一人の方が11個以上の回答を選択	0.4	2
	602	100.0
		475

2 令和6年度三重県IT広聴事業（e－モニター）による「DV防止及び困難女性支援に関するアンケート」実施結果

実施主体：三重県総務部広聴広報課（業者委託）

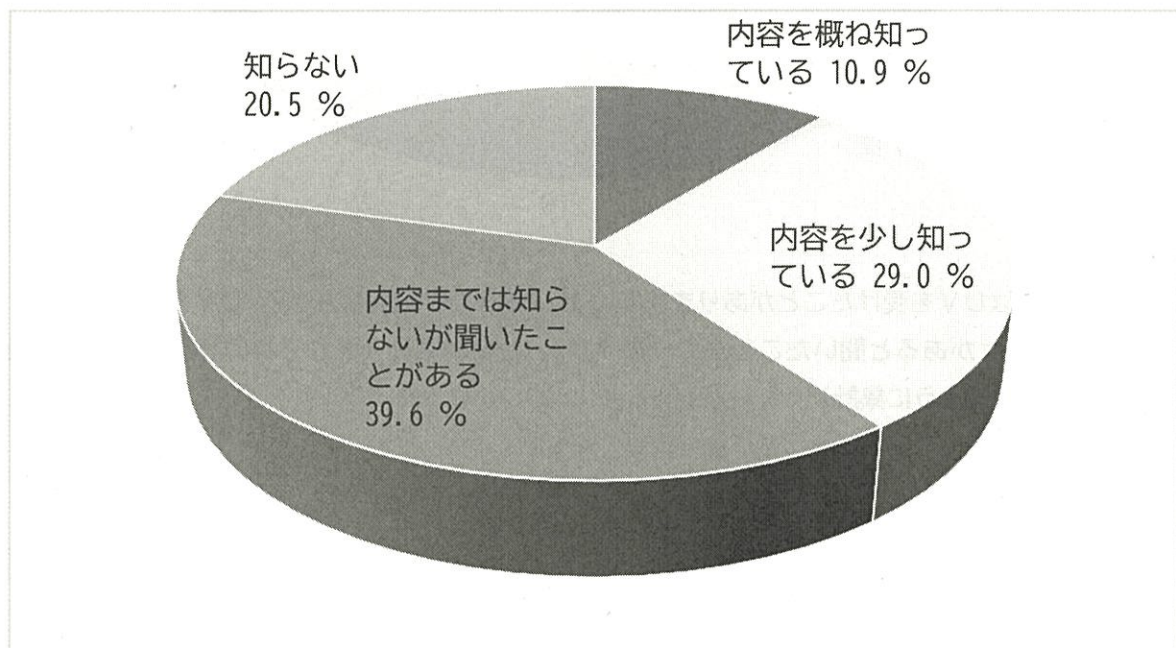
調査方法：インターネットを活用したアンケート調査

調査対象：三重県内在住の方

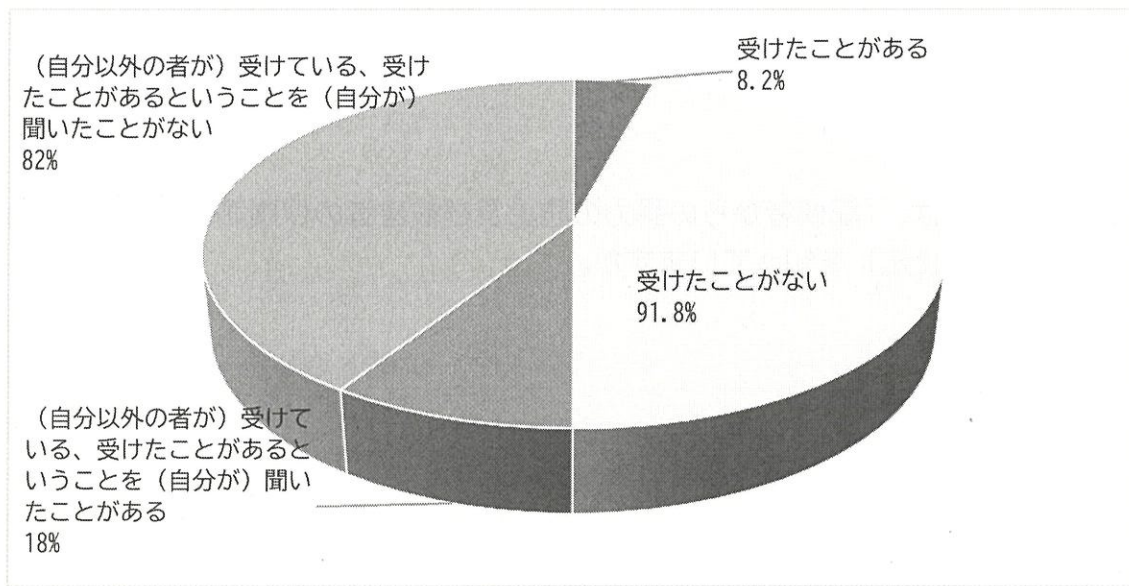
回答者数：1,000名

※対象者の抽出方法が無作為抽出ではないため、アンケート結果は参考数値となります。

Q1 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（通称DV防止法）を知っていますか。

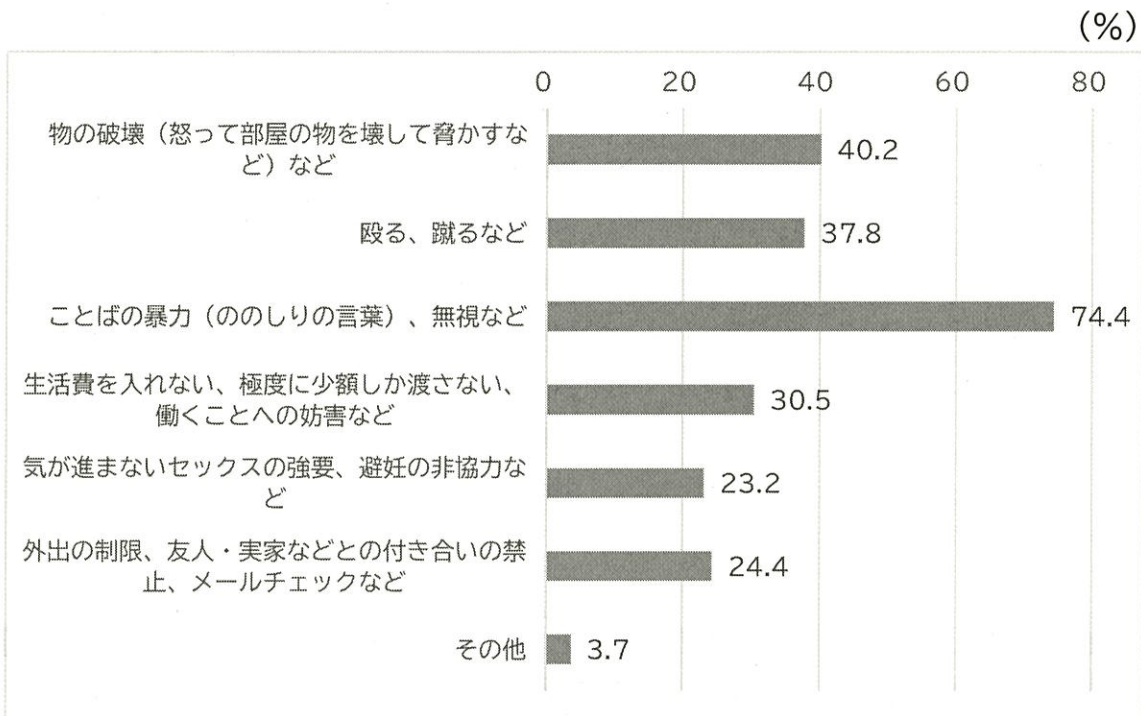


Q2 DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人からの暴力を指します（①身体的暴力、②精神的暴力、③経済的暴力、④性的暴力、⑤社会的暴力、これらは重複することもあります。）あなたはDVを受けたことがありますか。または、あなたの身近な方から、DVを受けている、受けたことがあると聞いたことがありますか。当てはまるものすべて選んでください。

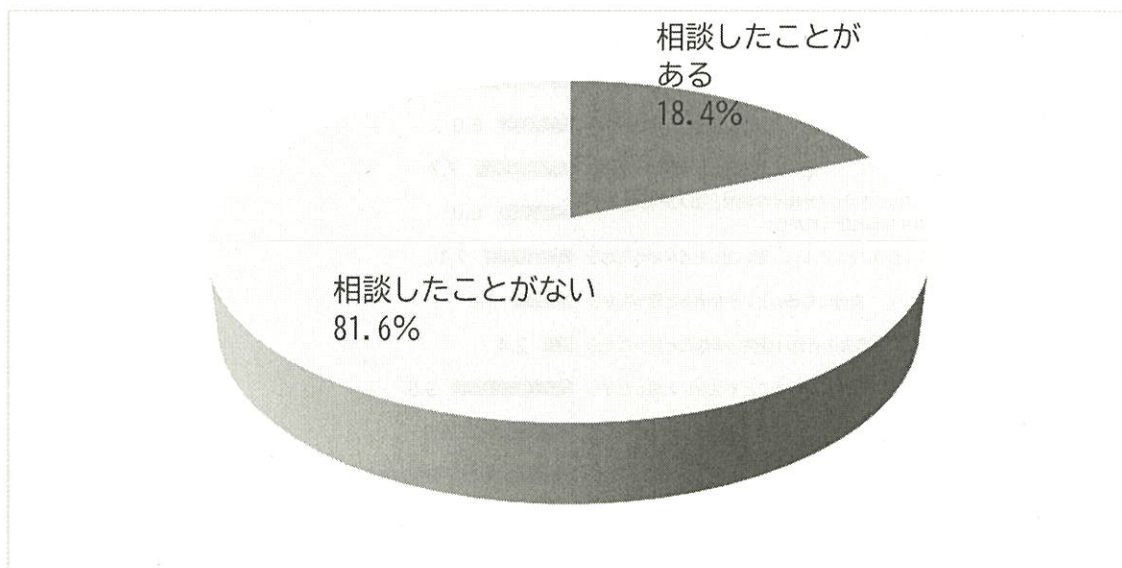


※「あなたはDVを受けたことがありますか。」と、「あなたの身近な方から、DVを受けている、受けたことがあると聞いたことがありますか。」とで別集計（それぞれの設問の有無で合計100%になるように集計）

Q3 【Q2で、「受けたことがある」とお答えいただいた方にお聞きします。】
どのような暴力を受けたことがありますか。当てはまるものすべて選んでください。

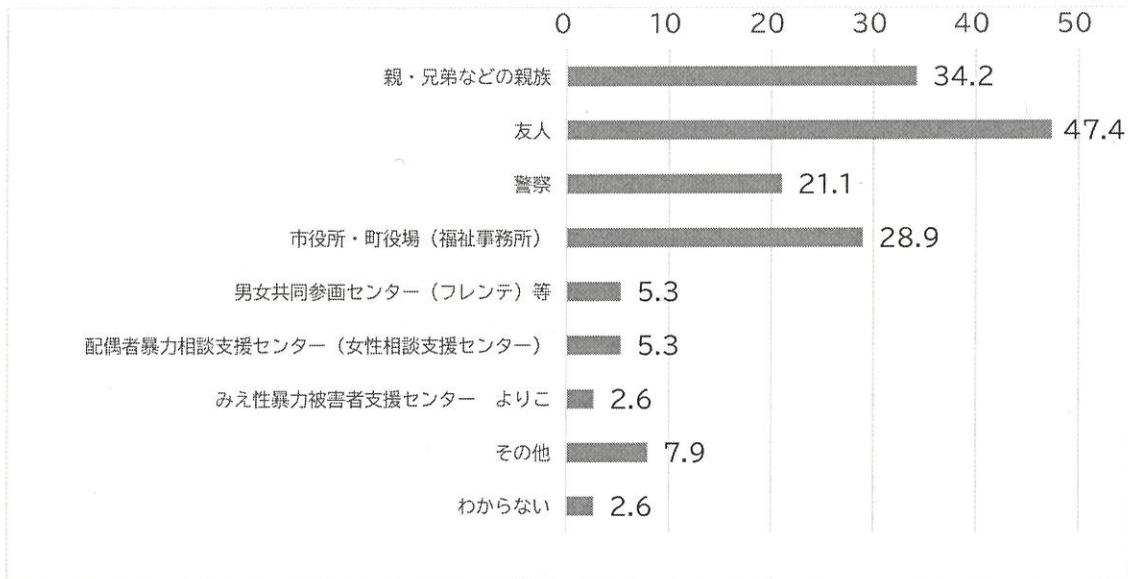


Q4 【Q2で「受けたことがある」、「（自分以外の者が）受けている、受けたことがあるということ（自分が）聞いたことがある」と回答された方にお聞きします。】あなた、又はあなたの身近な方がDVを受けたとき、どこ（だれ）かに相談したことがありますか。



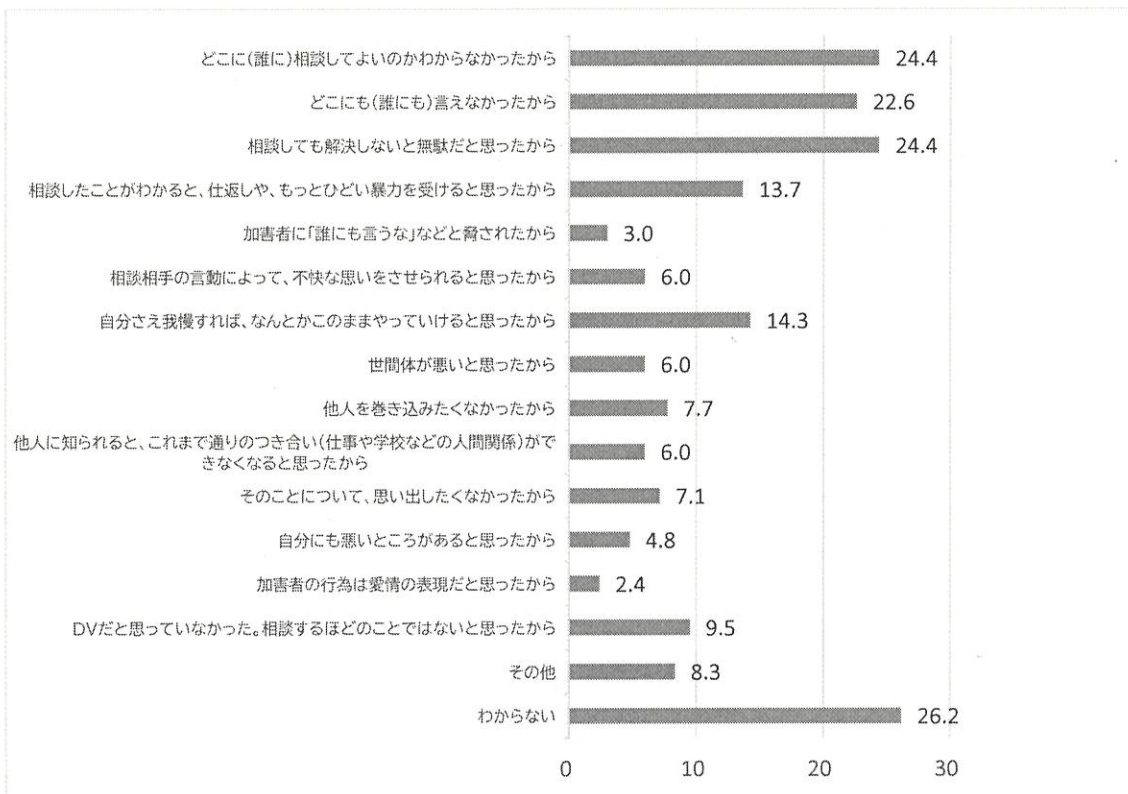
Q5 【Q4で、「相談したことがある」とお答えいただいた方にお聞きします。】
どこに（誰に）相談しましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

(%)

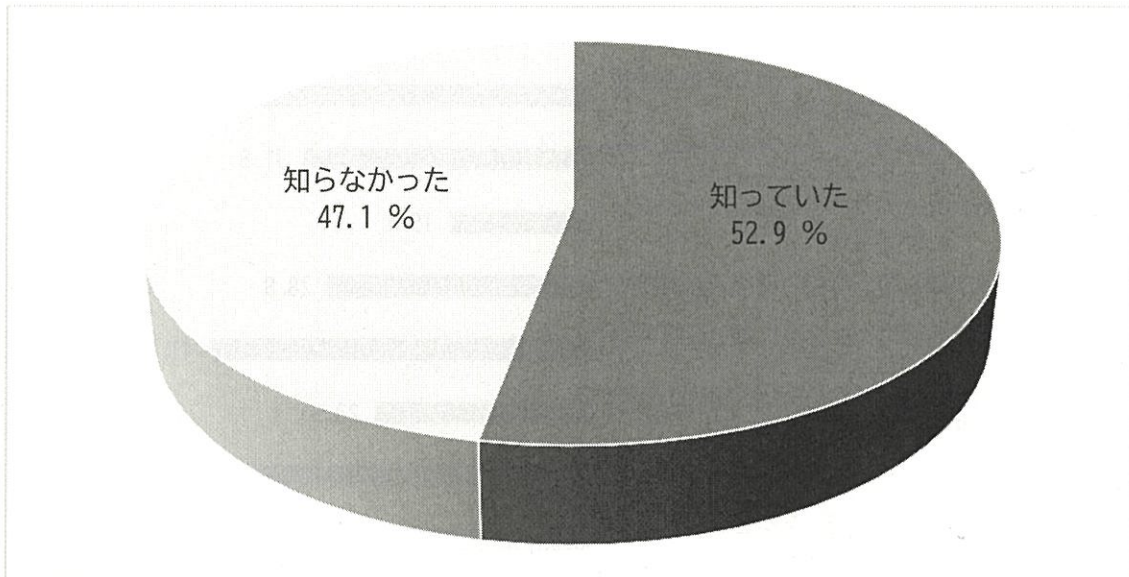


Q6 【Q4で、「相談したことがない」とお答えいただいた方にお聞きします。】
相談しなかった理由について、あてはまるものをすべて選んでください。

(%)

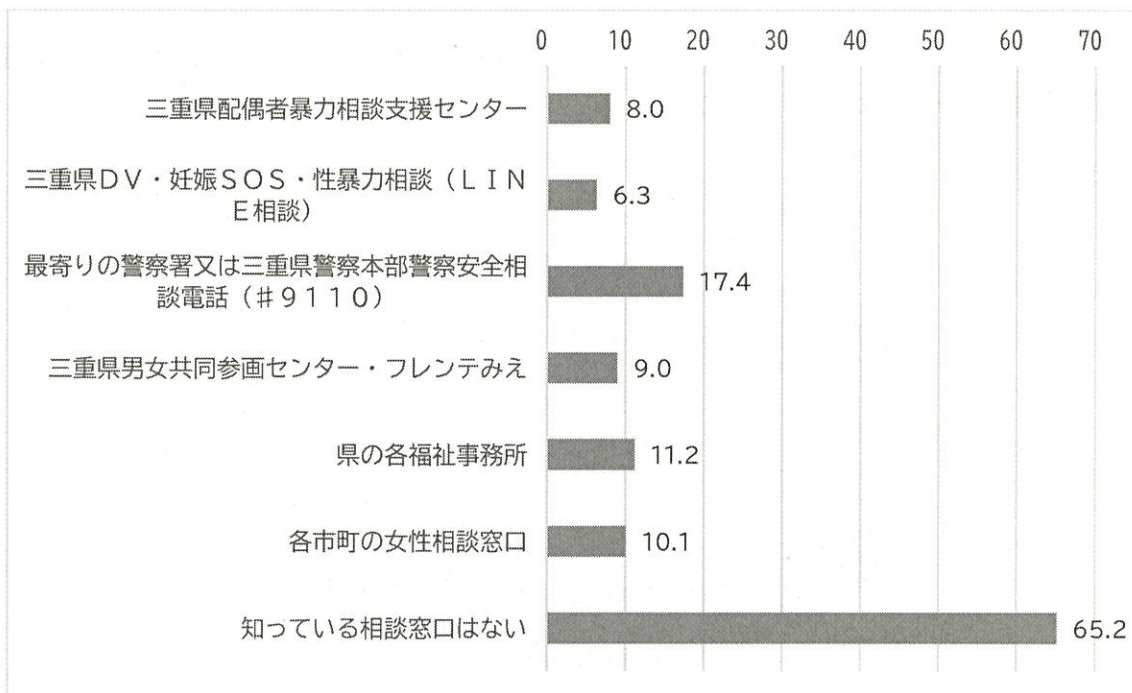


Q7 あなたは、子どもの前で親がDVを受けた場合、子どもの心に深い傷を与え、児童虐待（「面前DV」という）にあたることを知っていましたか。



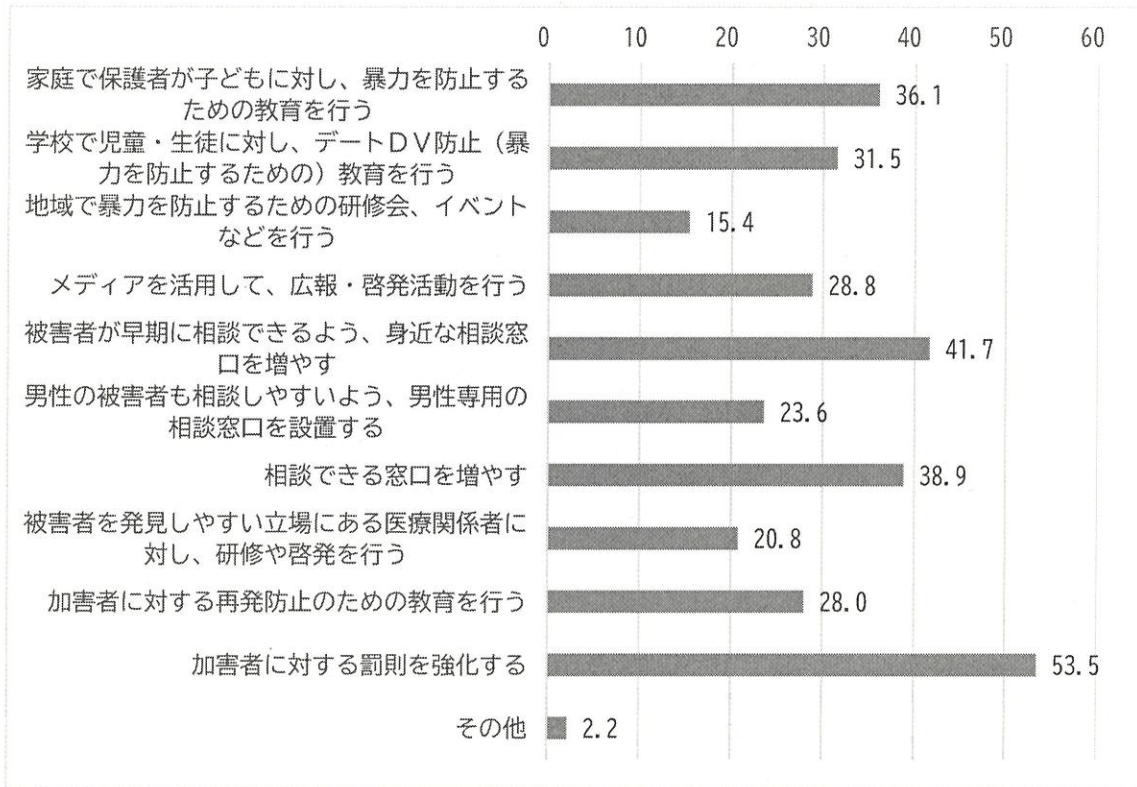
Q8 県や市町等では次のようなDV相談窓口を設置しています。あなたが知っている相談窓口をすべて選んでください。

(%)

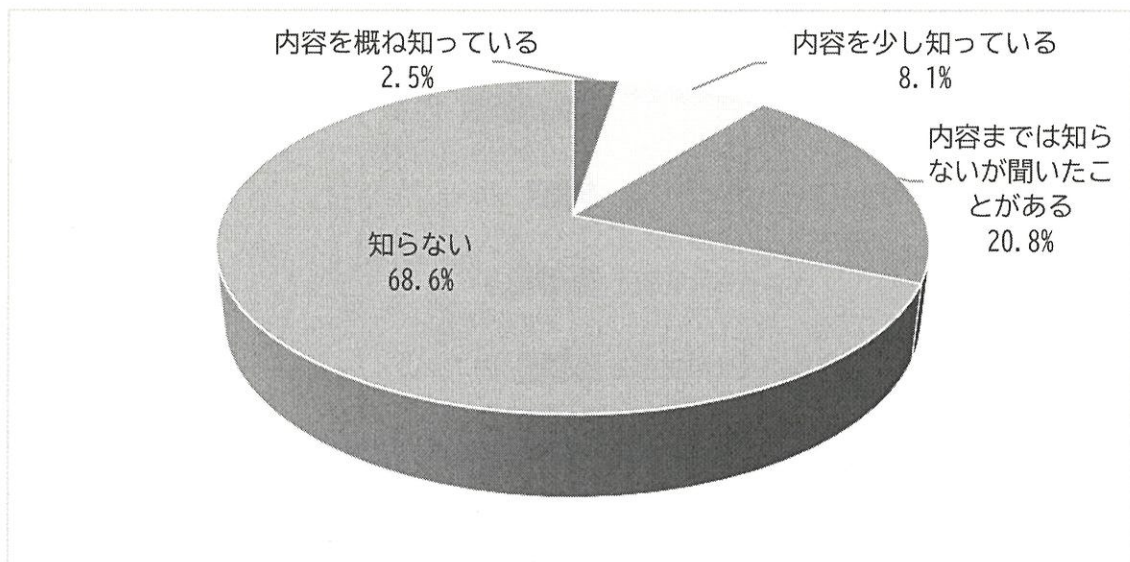


Q9 あなたは、DVを防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか。必要だと思うものをすべて選んでください。

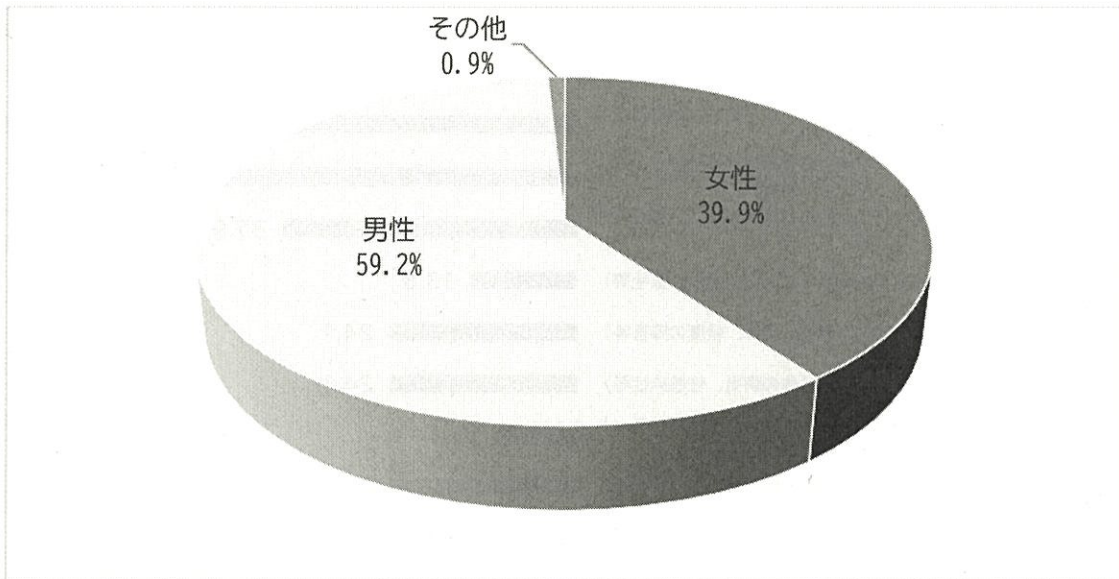
(%)



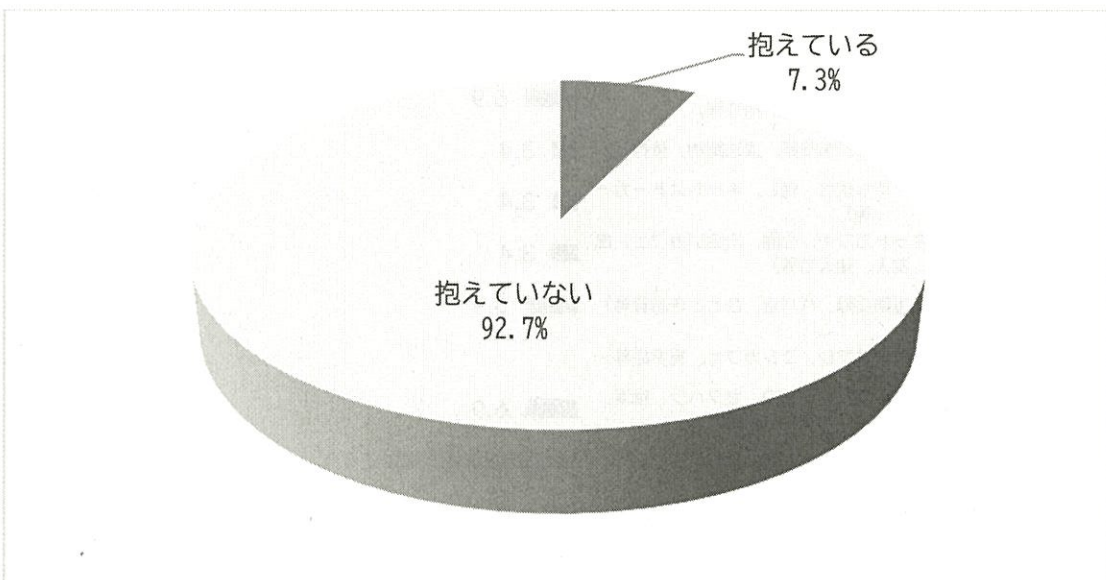
Q10 あなたは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（通称困難女性支援法）を知っていますか。



Q11 以下の設問の回答に関係するため、あなたの性別（自認する性）をお答えください。

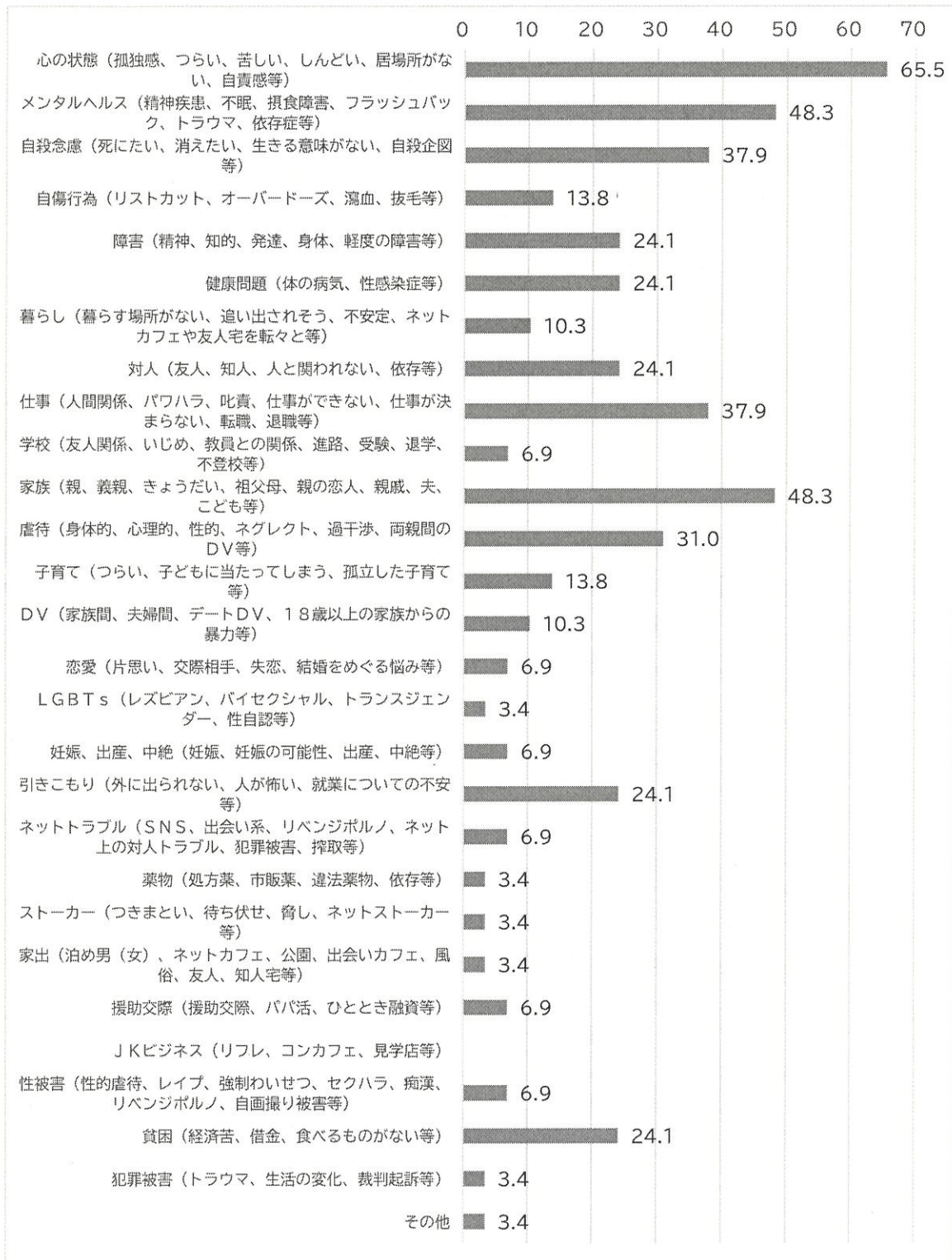


Q12 【Q11で、「女性」とお答えいただいた方にお聞きします。】困難な問題を抱える女性とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」を指します。あなたは困難な問題を抱えていますか。

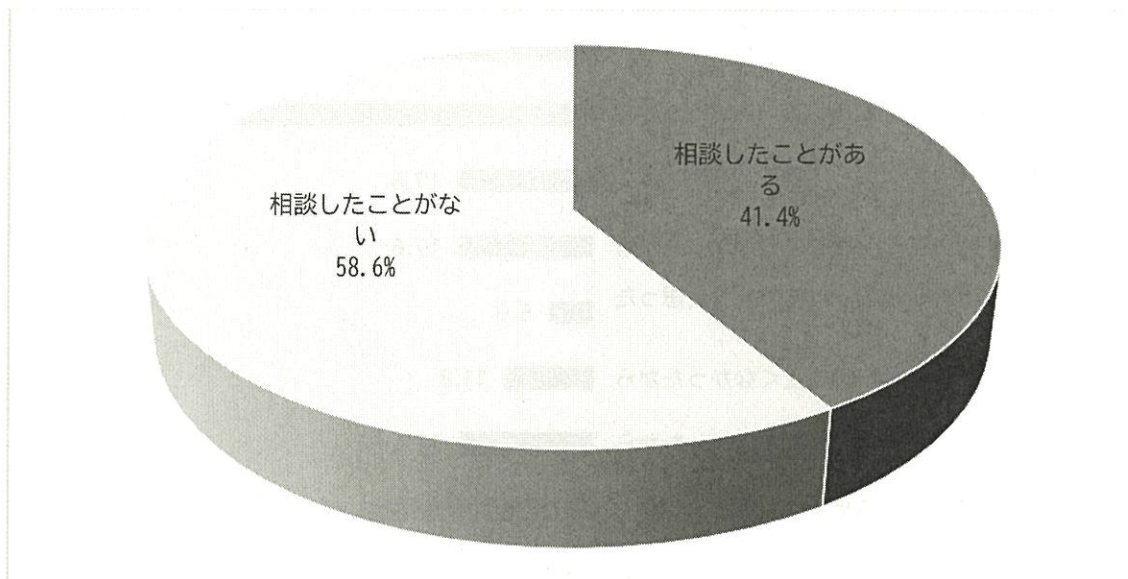


Q13 【Q12で、「抱えている」とお答えいただいた方にお聞きます。】どのような困難な問題を抱えていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

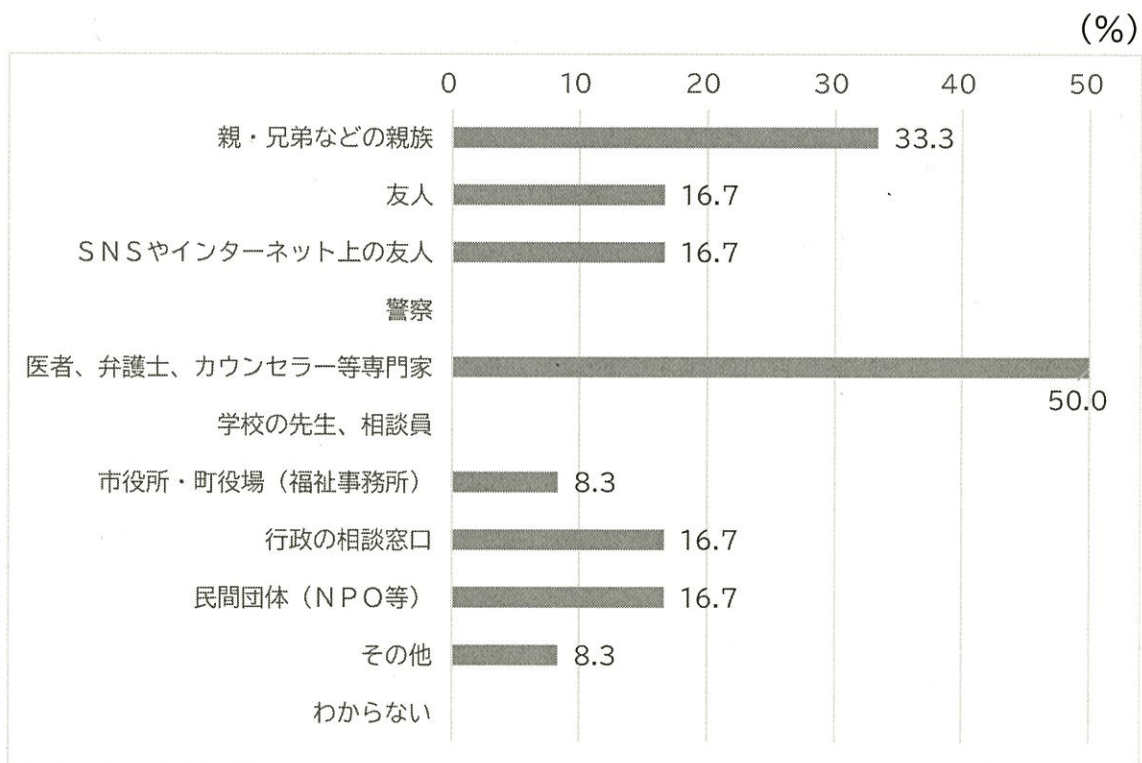
(%)



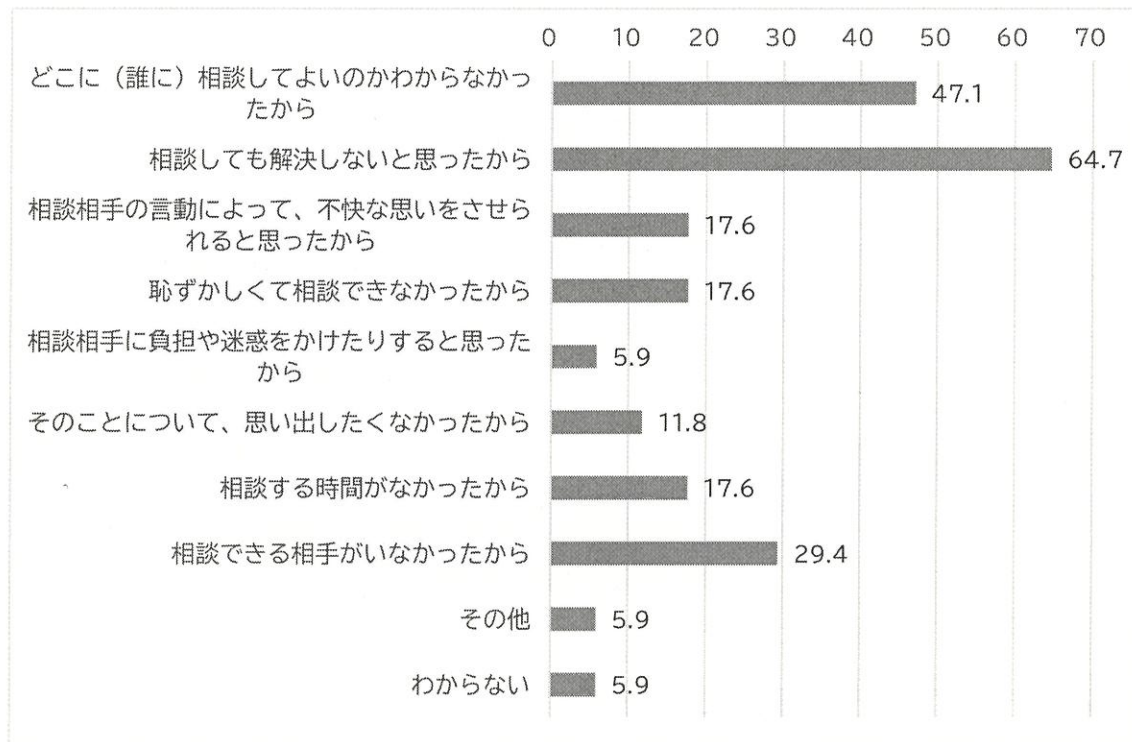
Q14 【Q12で、「抱えている」とお答えいただいた方にお聞きします。】あなたが困難な問題を抱えていることについて、どこ（だれ）かに相談したことがありますか。



Q15 【Q14で、「相談したことがある」とお答えいただいた方にお聞きします。】どこ（だれ）に相談しましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

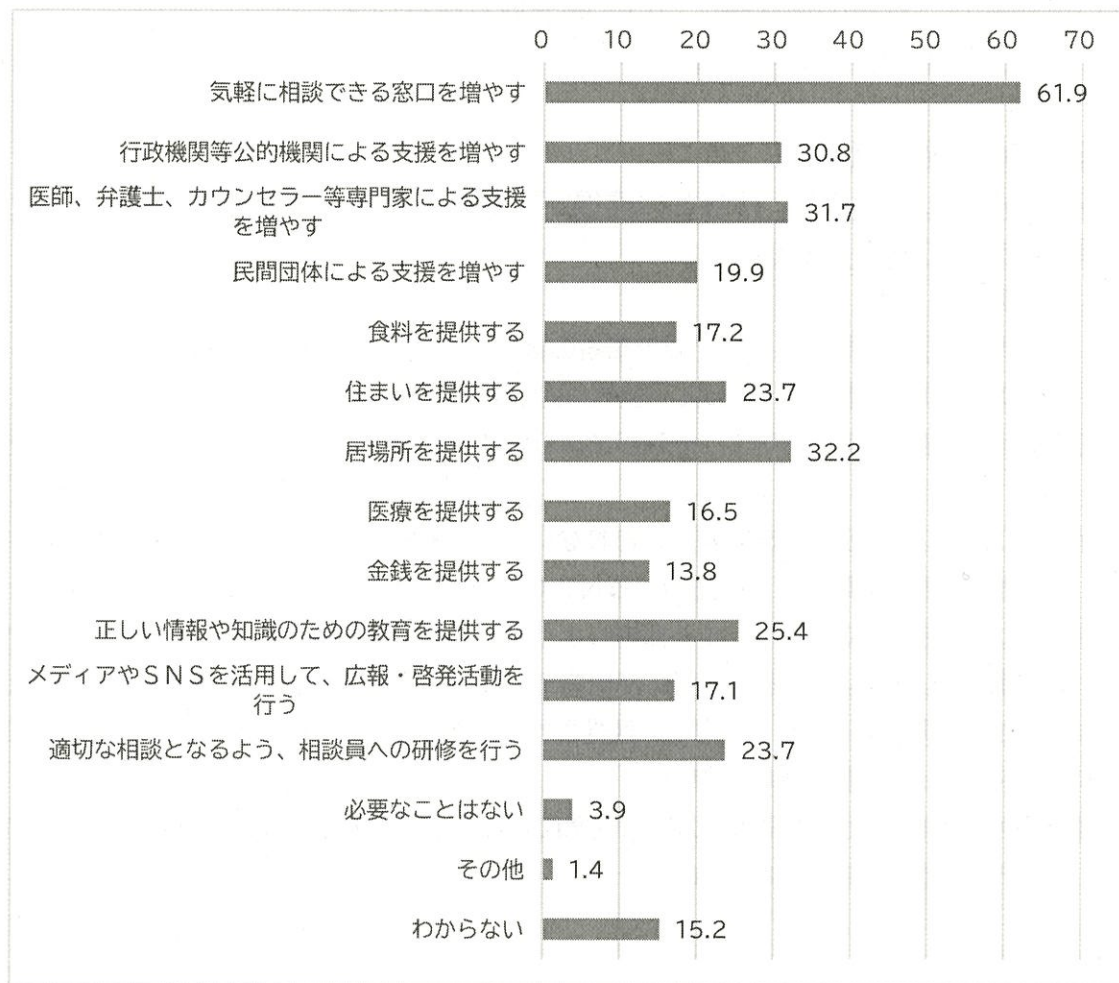


Q16 【Q14で、「相談したことがない」とお答えいただいた方にお聞きします。】相談しなかった理由について、あてはまるものをすべて選んでください。
(%)



Q17 あなたは、困難な問題を抱える女性を支援するためには、どのようなことが必要だと考えますか。必要だと思うものをすべて選んでください。

(%)



3 県内外NPOからの聞き取り結果

新計画策定にあたり、令和6年4月～6月に県内外の女性支援等に携わるNPOを訪問し、支援の現状等について聞き取りを行いました。

主な意見は下記のとおりでした。

【行政への要望・意見】

- ・ 厳格なルール等により、行政との連携が困難だったケースがあるため、もっと柔軟な対応にしてほしい。

(具体的な意見)

- ・ 行政がNPOと連携する際は、要支援者の情報を適切に引き継いでほしい。
- ・ 行政のルールが厳格過ぎるため、円滑な連携の妨げとなっている。
- ・ 夜間時の保護案件等において、行政があまり機能しないことがある（頼れるのは警察だけ）。
- ・ 行政がルールに縛られすぎて対応しきれない部分があるならば、民間に棚卸してほしい（退勤時間の制限等があり、途中からNPOへ丸投げというケースあり）。
- ・ 行政は、要支援者に対して、すぐ保護しようとしたり、家へ帰らせようとしたり、といった対応をしがち。寄り添った対応が出来ていない。なお、行政がしがちな一時保護は、根本的な解決方法になっていない。保護されて、その後に家に帰ってきても、その家の状態が変わりなければ意味が無い。
- ・ 要支援者の中に、女相や児相等の行政機関に対して拒否感を示す者が一定数存在しているので、柔軟な対応が求められる。

- ・ 居場所を作ってほしい。

(具体的な意見)

- ・ NPOは活動場所に困っており、支援を活性化するためにもNPOが運営する場所が必要。
- ・ その場所に来れば一括で支援を受けられるような、包括的な支援の場が必要。多機能の居場所が必要。
- ・ 三重県のように南北に長い土地であると、特定の場所に居場所を設置しても要支援者が集まらず、効果が薄くなる可能性がある。土地の制約を受けないSNSは、繋がることのできる場所として効果的。もし、どうしてもリアルに作るならば、象徴的な場所で、昔の地域づくりのようなかたちで作ったらかうか。
- ・ 行政は、要支援者にとって最も適切な場所を確保することが苦手。相談を受ける側としては、要支援者が「支援を受けることが出来る場所を準備できていること」が強みになる。活用できる資源を準備出来ていれば、踏み込んだ相談対応が出来る。
- ・ 行政機関に繋ぐまでの中間地点のような居場所が重要。

- ・東京等の都市部に子どもたちが行ってしまうための、三重県に繋ぎとめるための居場所が必要。

・行政は相談ハードルを下げる必要がある。

(具体的な意見)

- ・今までの行政のやり方のような、相談場所を設置してただ待っているだけでは要支援者は相談に来ない。さまざまな取組（食料品、生活用品、コスメ品等の提供等）により、要支援者が相談しやすいようにする必要がある。
- ・行政の色を出すと要支援者は来ない。NPOが相談窓口を担うことは効果的。
- ・アウトリーチは今や必須。繁華街での夜回りは有効なアウトリーチの一つ。
- ・SNS相談は相談ハードルを下げる手法の一つ。
- ・アウトリーチの一つとして、警察との連携によるネットパトロールを強化しては。

・その他

(具体的な意見)

- ・若年層の生きづらさの内容を聞き取れる、同世代の支援者の育成も必要（10、20代の学生、福祉系の大学生等）。
- ・NPOを育てるには、やりたい気持ちを自主的に持ってもらうことが重要。
- ・民間シェルターを早急に三重県で設置すべき。また、設置するならば、産前・産後の対応が出来るような機能も必要。
- ・望まない妊娠の年齢層が下がってきているため、中学校を卒業するまでの学校教育や啓発が重要。
- ・児相は子の問題しか見ない。親の問題なのか、子の問題なのか、という視点は大事。
- ・三重県には、相談を受け付けた後の受け皿が少ない。受け皿が少ないと相談を受ける側も二の足を踏むことがある。また、女性支援に特化したNPOもほぼ無い。
- ・三重県内の関係者全員で一度集まって現状や問題意識を共有すべき。
- ・三重県には都会のような繁華街が無く、街に子どもがいない。夜回り等の、都会と同じようなアプローチが出来ない。

【子どもたちの現状】

※NPOからの聞き取りを行う中で、若年層の困難女性に代表される、子どもたちに関する意見を集約しました。

(具体的な意見)

- ・福祉に繋がっていない子どもたちは、周りの大人が心配するだけで、本人たちは悩んでいない場合が多い。
- ・支配的で権威的な行政を嫌う子どもが多い。
- ・子どもたち自身が福祉サービスを必要としていないため、行政に繋げることが出来ない場合が多い（子どもたちから助けを求められたら行政に繋ぐようにしている）。
- ・相談ハードルを下げて仲良くなると、悩みを聞くことが出来るようになる。
- ・子どもたちが最も悩みを打ち明けられないのは、その子どもたちの親（だから、要支援者となった子どもたちに「家に帰れ」という指導を行っても問題解決に繋がらない）。
- ・三重の子どもたちは夜行バスで安く東京や大阪に来てしまう。名古屋も近い。三重県内にたまり場が無いのか、軽い気持ちで都市部に出てきてしまう。都市部で友達を作り、そのまま都市部で生活を始めてしまう。SNS（X、TikTok、Instagram等）の動画等がそれを後押ししている（「都会は楽しそう」、「地元にはいたくない」、「現実に戻りたくない」）。
- ・子どもたちは都市部で生活するために、友達と遊ぶために、身体を売っている。身体を売るような子どもたちは、障害かそうでないかのグレーゾーンの子が多い。グレーゾーンの子は、一見見た目が普通だが、一般常識が無く、情緒が不安定であり、社会生活が困難。グレーゾーンの子は障害と認定されないため、どこにも繋ぐことが出来ない。
- ・子どもたちが求めているのは、「友達」である（愛情不足や親からの虐待を受けている子どもが多い）。
- ・中高生の6割がオーバードーズ経験あり（厚労省調査）。クスリを辞めろと言っても響かないので、子どもたちと接し続けることで、子どもたちが自分で気づいた時に相談に乗るようにしている。
- ・普通の子がどこかでつまずいて（いじめ、家庭不和、引きこもり、虐待等）、「沼」にはまってしまう。沼から抜け出す手法としてSNSは有効。
- ・若年層の困難を抱える女性は、衣食住を適切に備えることが困難。結果として、それらが完備された性風俗に流れていってしまう。
- ・中絶せずに「0日虐待で死亡」といったケースや、予期しない妊娠をしてしまう子どもが増えてきている。
- ・子どもたちの悩みは表出化されるまで時間がかかる。時間をかけて寄り添う必要がある。
- ・そもそも、支援が必要な子どもたちに、支援に関する情報が正しく届いていない。

4 各種実績データ

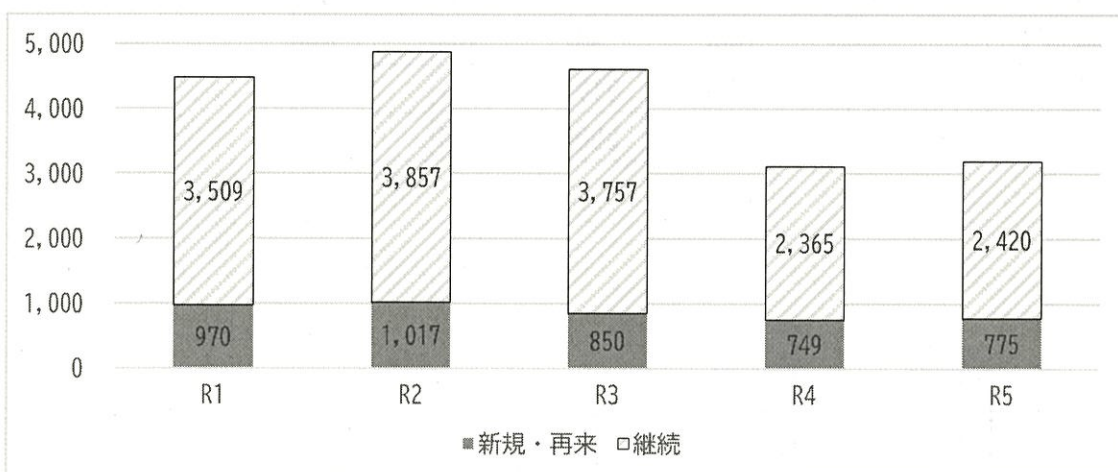
○相談件数推移

【女性相談支援センター】

(件)

	R1	R2	R3	R4	R5
新規・再来	970	1,017	850	749	775
継続	3,509	3,857	3,757	2,365	2,420
合計	4,479	4,874	4,607	3,114	3,195

(件)

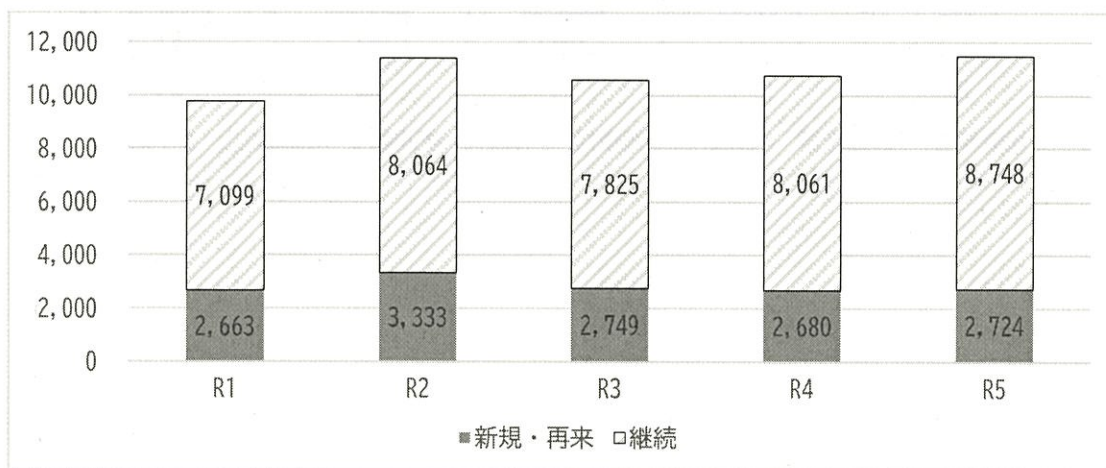


【県福祉事務所】

(件)

	R1	R2	R3	R4	R5
新規・再来	2,663	3,333	2,749	2,680	2,724
継続	7,099	8,064	7,825	8,061	8,748
合計	9,762	11,397	10,574	10,741	11,472

(件)



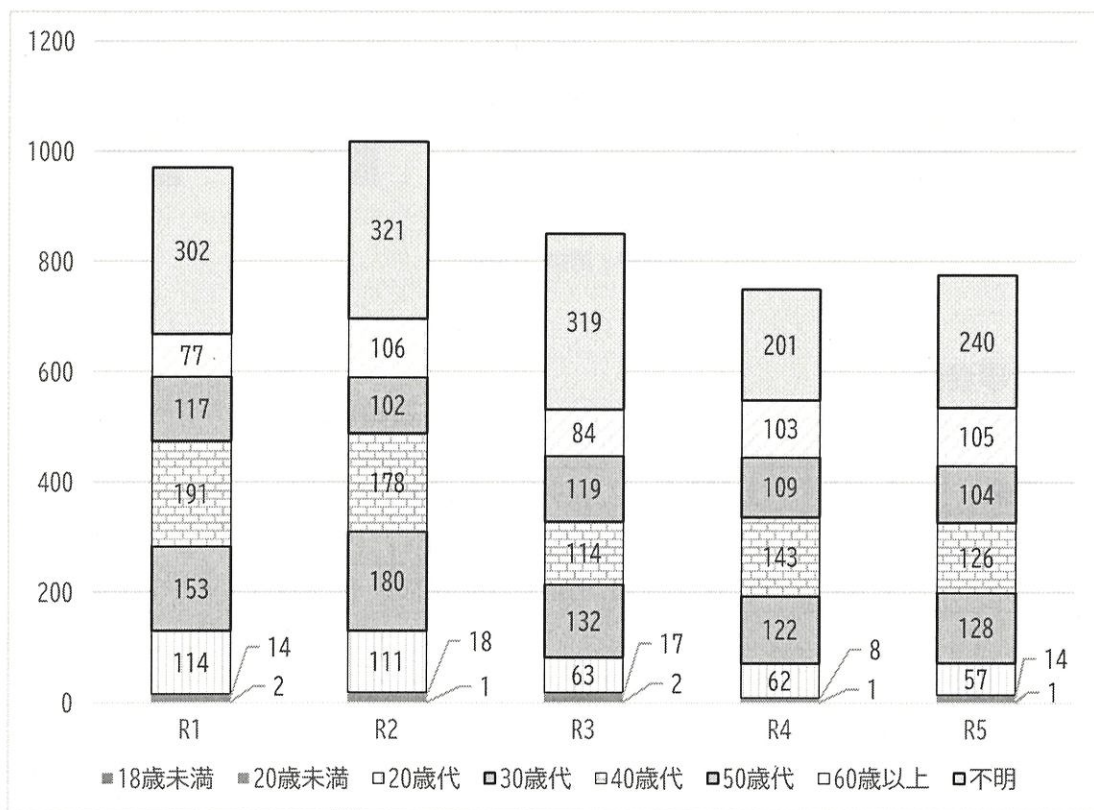
○年齢別受付状況

【女性相談支援センター】

(件)

	R1	R2	R3	R4	R5
18歳未満	2	1	2	1	1
20歳未満	14	18	17	8	14
20歳代	114	111	63	62	57
30歳代	153	180	132	122	128
40歳代	191	178	114	143	126
50歳代	117	102	119	109	104
60歳以上	77	106	84	103	105
不明	302	321	319	201	240
合計	970	1017	850	749	775

(件)

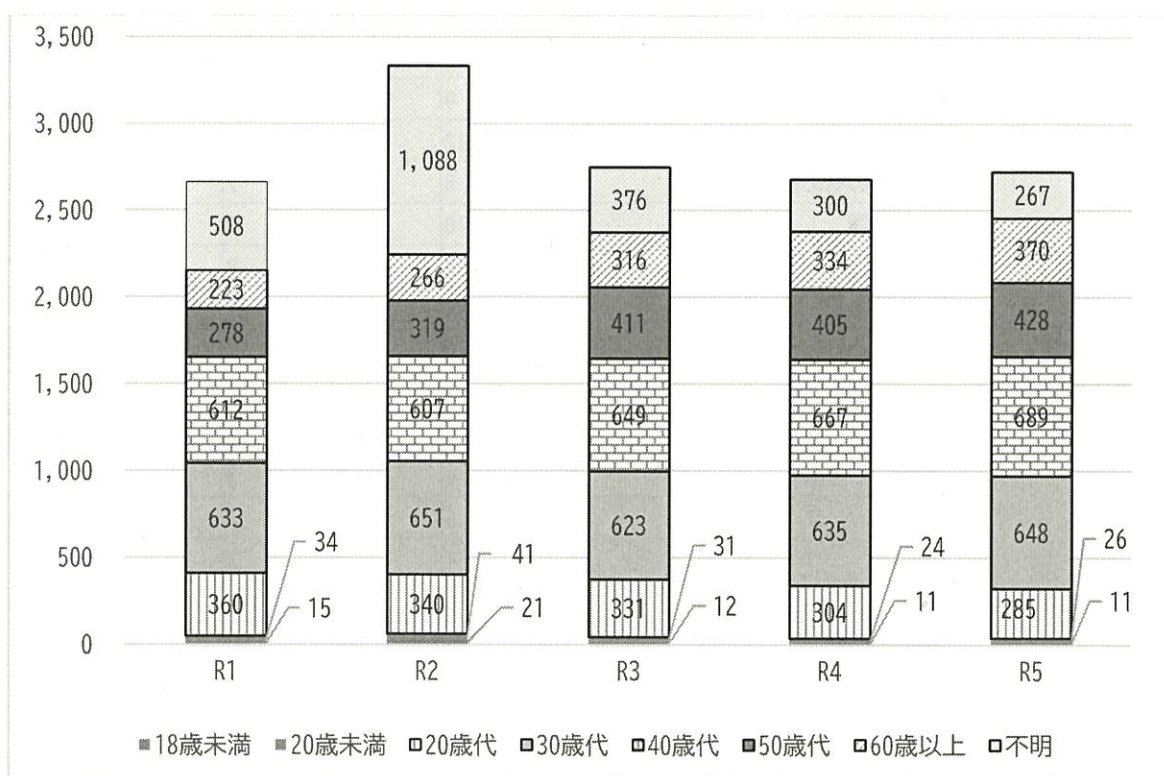


【県福祉事務所】

(件)

	R1	R2	R3	R4	R5
18歳未満	15	21	12	11	11
20歳未満	34	41	31	24	26
20歳代	360	340	331	304	285
30歳代	633	651	623	635	648
40歳代	612	607	649	667	689
50歳代	278	319	411	405	428
60歳以上	223	266	316	334	370
不明	508	1,088	376	300	267
合計	2,663	3,333	2,749	2,680	2,724

(件)



○主訴別受付状況

【女性相談支援センター】

(件)

			R1	R2	R3	R4	R5
人間関係	夫等	夫等の暴力	374	496	322	308	334
		酒乱・薬物中毒	0	0	1	0	0
		離婚問題	155	127	115	101	105
		その他	77	69	69	55	62
	子ども	子どもの暴力	13	7	10	8	4
		養育困難	0	0	0	0	1
		その他	31	27	29	27	28
	親族	親の暴力	22	29	22	21	19
		その他の親族の暴力	5	3	4	6	10
		その他	65	46	57	47	49
	交際相手	交際相手からの暴力	13	17	20	3	11
		同性の交際相手からの暴力	0	0	0	0	1
		その他	9	5	6	1	4
	家庭不和		12	2	2	15	4
	その他の者の暴力		8	8	2	8	5
	男女問題		10	17	9	11	9
	ストーカー		10	8	8	4	7
	その他		80	84	91	67	71
住居問題			3	1	7	3	3
帰住先なし			23	29	13	13	11
経済関係	生活困窮		8	5	9	12	2
	借金・サラ金		6	0	2	4	1
	求職		0	2	2	0	3
	その他		1	2	3	1	0
医療関係	病気		6	2	12	10	6
	精神的問題		29	24	20	22	24
	妊娠・出産		3	5	7	2	0
	その他		7	2	7	0	1
不純異性交遊			0	0	1	0	0
売春強要			0	0	0	0	0
ヒモ・暴力団関係			0	0	0	0	0
5条違反 ※			0	0	0	0	0
人身取引			0	0	0	0	0
合計			970	1017	850	749	775

※売春防止法第5条（勧誘の禁止）

【県福祉事務所】

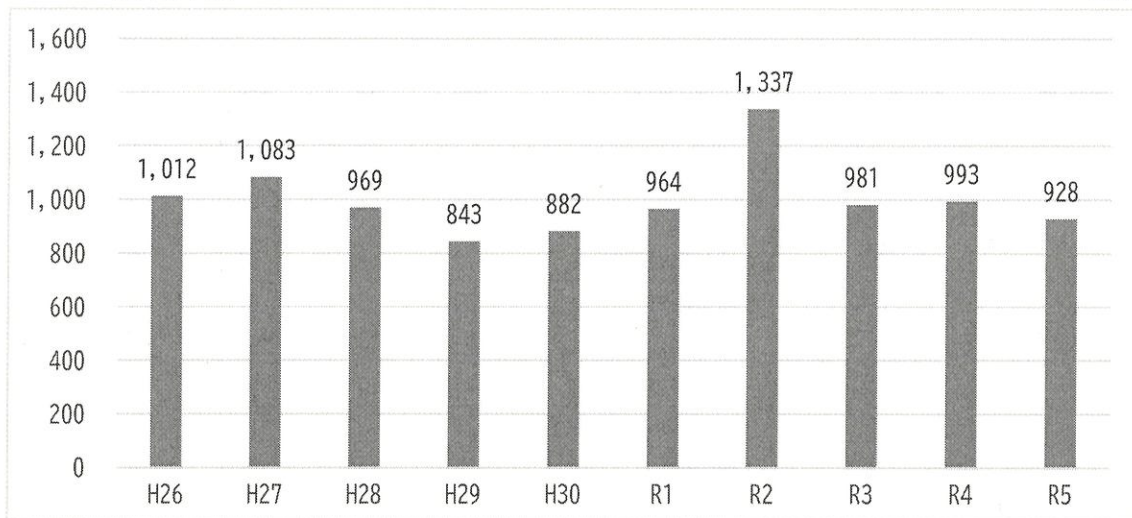
(件)

			R1	R2	R3	R4	R5
人間関係	夫等	夫等の暴力	590	841	659	684	598
		酒乱・薬物中毒	4	9	4	10	13
		離婚問題	530	559	547	543	540
		その他	242	275	238	245	289
	子ども	子どもの暴力	19	32	14	19	21
		養育困難	30	31	32	29	29
		その他	154	188	154	158	127
	親族	親の暴力	47	71	58	63	65
		その他の親族の暴力	27	18	19	27	28
		その他	133	139	166	119	151
	交際相手	交際相手からの暴力	13	21	18	22	22
		同性の交際相手からの暴力	0	0	0	0	0
		その他	15	30	24	15	17
	家庭不和		58	85	72	49	50
	その他の者の暴力		14	13	11	10	12
	男女問題		26	35	29	17	23
	ストーカー		13	15	18	13	10
	その他		263	412	318	199	241
住居問題			31	49	32	59	31
帰住先なし 経済関係			8	11	6	0	5
	生活困窮		93	111	70	84	75
	借金・サラ金		10	17	6	1	15
	求職		4	8	7	6	0
	その他		57	100	46	57	56
医療関係	病気		12	10	8	20	20
	精神的問題		166	160	104	140	207
	妊娠・出産		86	74	69	66	65
	その他		17	19	20	24	13
不純異性交遊			1	0	0	1	0
売春強要			0	0	0	0	1
ヒモ・暴力団関係			0	0	0	0	0
5条違反 ※			0	0	0	0	0
人身取引			0	0	0	0	0
合計			2,663	3,333	2,749	2,680	2,724

※売春防止法第5条（勧誘の禁止）

○DV相談件数

(件)



※女性相談支援センター及び各県福祉事務所での相談件数の合算値

※主訴が「夫等の暴力」によるもの

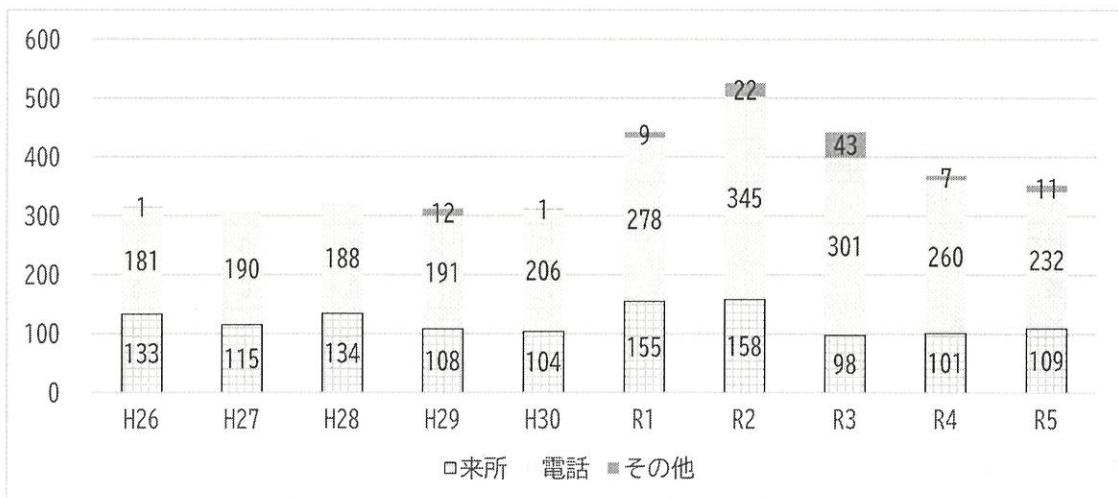
○配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数内訳

(件)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
来所	133	115	134	108	104	155	158	98	101	109
電話	181	190	188	191	206	278	345	301	260	232
その他	1	0	0	12	1	9	22	43	7	11
合計	315	305	322	311	311	442	525	442	368	352

※配偶者からの暴力が関係する相談（主訴が配偶者からの暴力であるものに限らない）で、かつ本人から相談があったもの

(件)



○一時保護人数

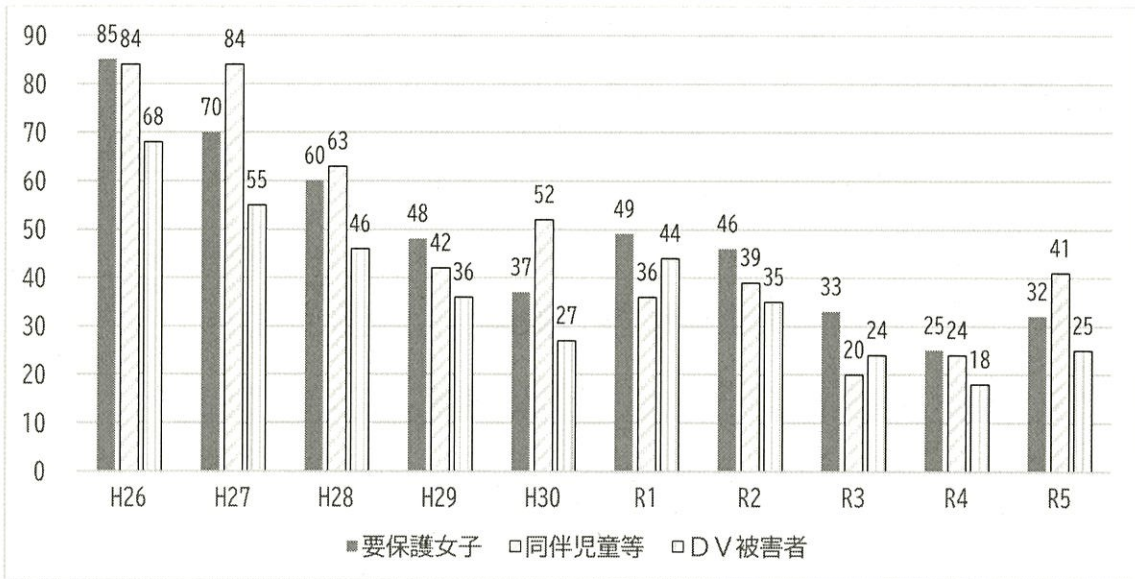
(人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
要保護女子	85	70	60	48	37	49	46	33	25	32
同伴児童等	84	84	63	42	52	36	39	20	24	41
DV被害者	68	55	46	36	27	44	35	24	18	25

※「DV被害者」の人数は、要保護女子の内数

※「DV被害者」の件数は、主訴が「夫等の暴力」によるもの

(人)



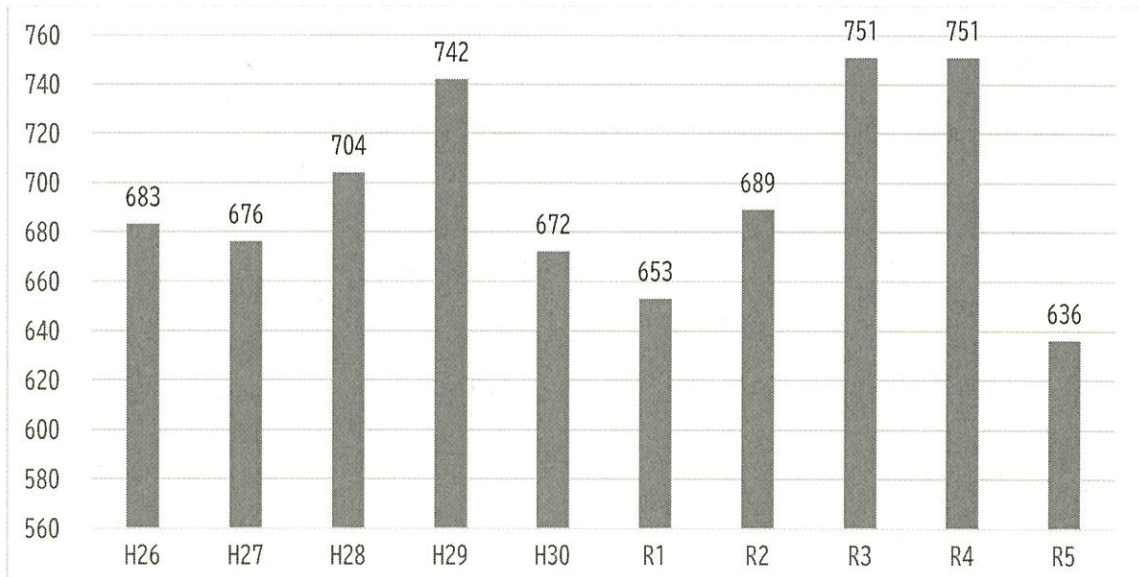
○警察における配偶者からの暴力相談対応状況

ア. 警察での相談状況

(件)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談受理件数	683	676	704	742	672	653	689	751	751	636

(件)

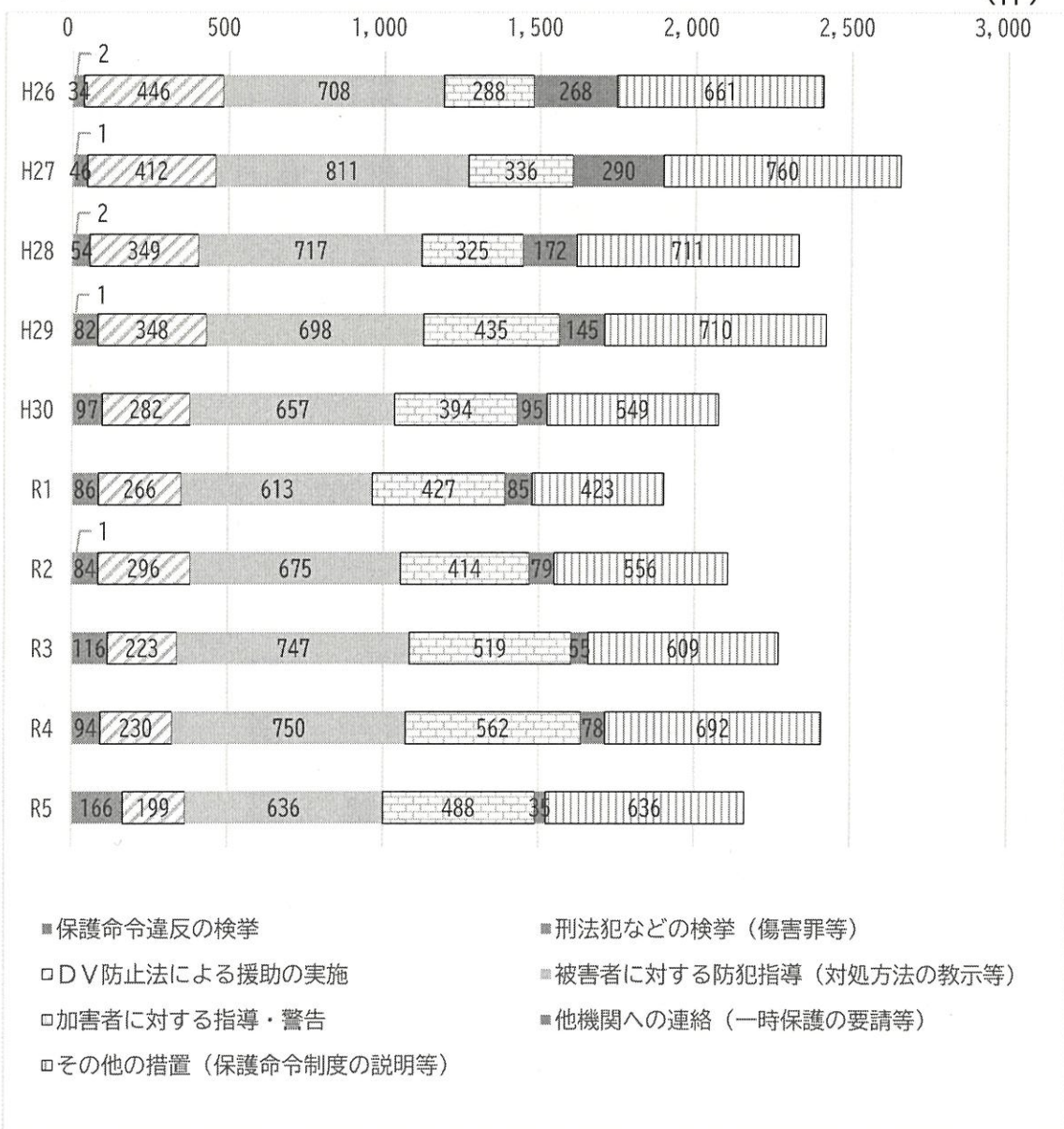


イ. 警察での措置状況

(件)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
保護命令違反の検挙	2	1	2	1	0	0	1	0	0	0
刑法犯などの検挙（傷害罪等）	34	46	54	82	97	86	84	116	94	166
DV防止法による援助の実施	446	412	349	348	282	266	296	223	230	199
被害者に対する防犯指導（対処方法の教示等）	708	811	717	698	657	613	675	747	750	636
加害者に対する指導・警告	288	336	325	435	394	427	414	519	562	488
他機関への連絡（一時保護の要請等）	268	290	172	145	95	85	79	55	78	35
その他の措置（保護命令制度の説明等）	661	760	711	710	549	423	556	609	692	636
計	2,407	2,656	2,330	2,419	2,074	1,900	2,105	2,269	2,406	2,160

(件)

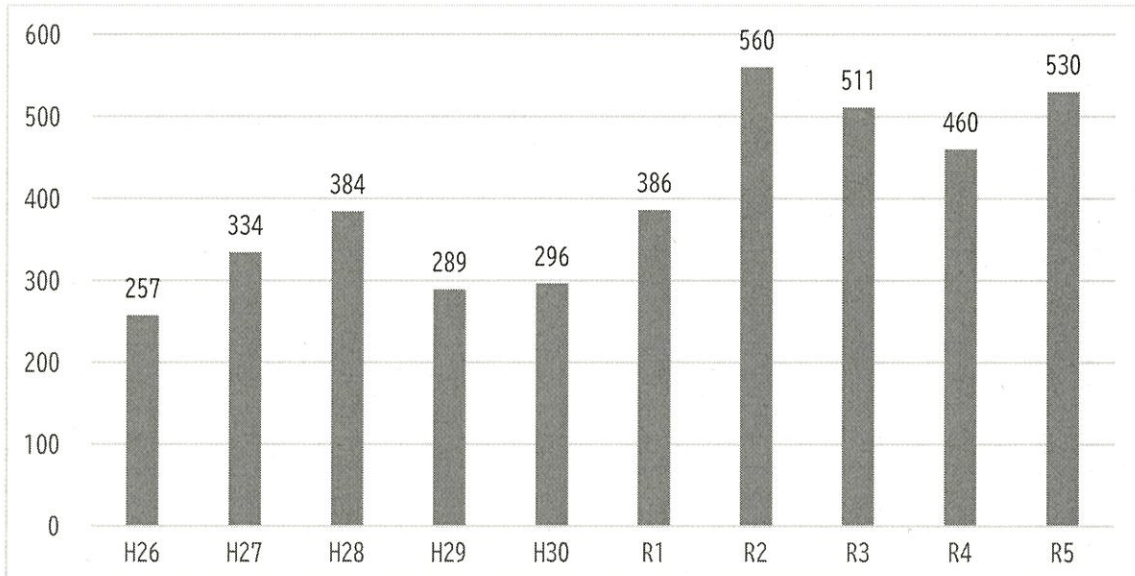


○三重県男女共同参画センターにおける相談等対応状況（DV関係）

（件）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	257	334	384	289	296	386	560	511	460	530

（件）



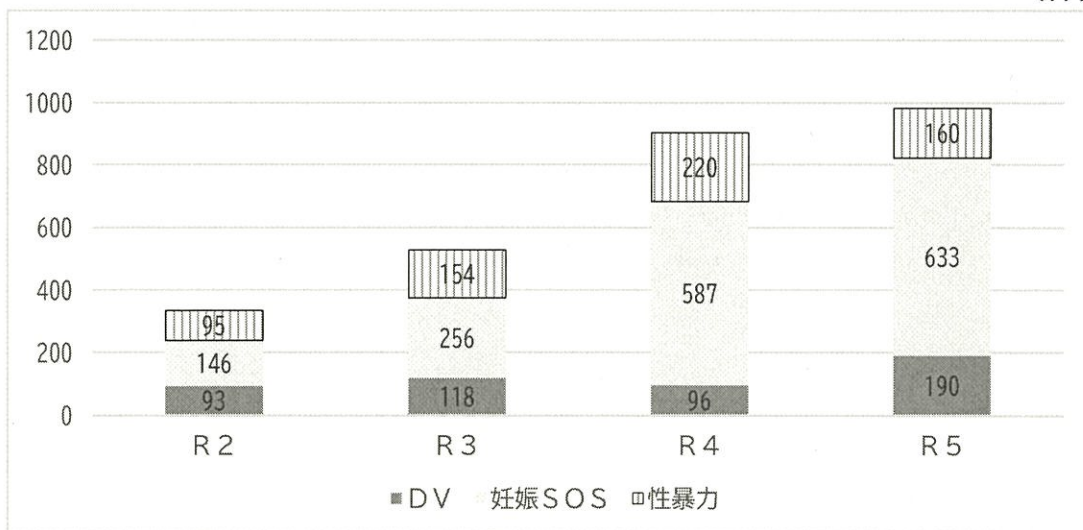
○SNS相談件数実績

（件）

	R 2	R 3	R 4	R 5
DV	93	118	96	190
妊娠SOS	146	256	587	633
性暴力	95	154	220	160
計	334	528	903	983

※「三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談」の実績

（件）



ODVを理由とした一時保護者が抱える困難な問題の内訳

	障がい (精神)	疾病	こころ	経済困窮	離婚	子どもへの 虐待 (面前DV)	子どもの問題 (子育て)	仕事	学校	住居	外国籍	家族関係	一人が抱え る問題数
ケース1	○	○		○	○								4
ケース2					○					○			2
ケース3	○			○	○	○							4
ケース4				○	○			○		○			4
ケース5	○	○		○						○			4
ケース6				○	○	○	○	○					5
ケース7			○		○	○							3
ケース8					○		○	○		○			4
ケース9				○					○			○	3
ケース10		○	○		○	○				○			5
ケース11		○	○	○	○	○					○		6
ケース12					○	○				○			3
ケース13	○							○					2
ケース14			○		○	○							3
ケース15		○		○	○	○	○			○			6
ケース16				○		○							2
ケース17				○		○					○		3
ケース18		○		○	○	○	○	○					6
ケース19	○	○			○			○		○			5
ケース20						○	○	○					3
ケース21				○	○	○				○	○		5
ケース22					○	○		○		○	○		5
ケース23	○				○	○				○			4
ケース24				○	○	○	○			○			5
ケース25					○	○				○			3
ケース26				○	○	○	○						4
ケース27				○		○				○			3
ケース28	○						○						2
困難な問題を 抱える人数	7	7	4	15	20	19	8	8	1	14	4	1	

※令和5年度実績